

母子家庭・父子家庭のための
ひとり親家庭のしおり
令和6年度版



国分寺市



はじめに	ひとり親家庭相談	3
	離婚を考えている方、離婚をする方	4
	・弁護士相談	6
	・親権・養育費・親子交流	7
	～さらに詳しくお知りになりたい方へ～	8
	「動画で解説」	9
	・養育費等相談支援センター	10
	・財産分与・婚姻費用分担金・年金分割	10
	・戸籍・氏　　・その他	12
	養育費請求手続きの流れ（図）	14
	離婚手続きの流れ（図）	15
	配偶者の扶養になっていた方	16
	配偶者と死別された方	16
税の軽減	18	
ひとり親家庭とは	19	
こまったとき（相談）	ひとり親家庭相談	20
	女性相談（女性相談・法律相談・カウンセリング）	21
手当・年金・医療費助成	児童手当	22
	児童扶養手当	23
	児童育成手当	26
	018 サポート（東京都）	27
	国民年金保険料の免除	28
	ひとり親家庭等医療費助成制度	28
	乳幼児・義務教育就学児の医療費助成制度	30
	高校生等医療費助成制度（マル青）	31
しごとのこと（仕事）	母子・父子自立支援プログラム	32
	ひとり親家庭住宅支援資金貸付	32
	ハローワーク（公共職業安定所）	33
	（資格）	
	自立支援教育訓練給付金	35
	高等職業訓練促進給付金	36
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	38
ひとり親家庭高等学校卒業認定程度試験合格支援事業	38	
住まいのこと	都営住宅・ひとり親家庭住宅支援資金貸付	41
こどものこと	子ども家庭支援センター	44
	育児支援家庭訪問事業	44



	ファミリー・サポート・センター	45
	ひとり親ホームヘルプサービス	46
	ショートステイ	47
	その他の保育サービスについて (一時保育、病児・病後児保育、緊急一時保育)	48
	無料塾 (あ〜く学習塾)	50
貸付・経済的支援	母子及び父子福祉資金	51
	女性福祉資金	52
	受験生チャレンジ支援貸付事業	54
	就学援助制度	56
	高等教育の修学支援新制度	57
	高校生の奨学金	59
	他の貸付制度	59
優遇制度	JR 通勤定期乗車券の割引	60
	都営交通の無料乗車券	60
	国分寺市有料自転車等駐車場使用料の減免	61
	水道料金の減免	61
	家庭廃棄物処理手数料の免除	62
関係機関一覧		63 -67
くらし応援ナビ Tokyo		68



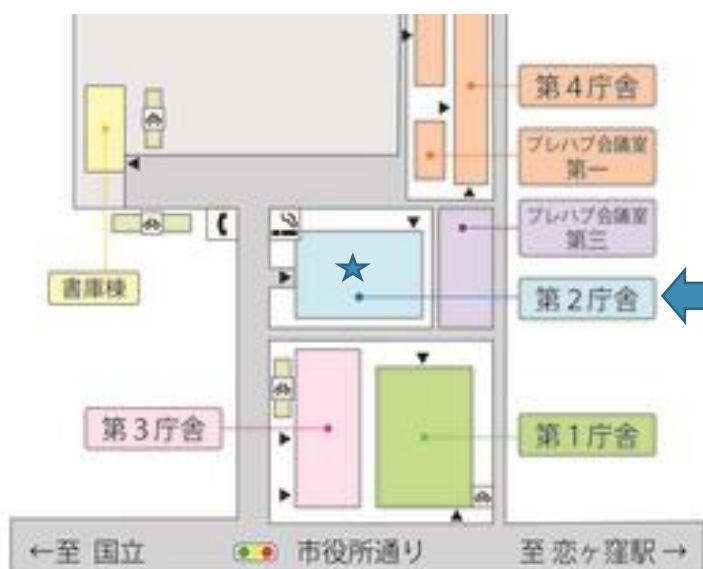
ひとり親家庭のための相談

国分寺市役所には、ひとり親家庭の皆さまのさまざまなご相談を受け付ける、母子・父子自立支援員がいます。

就職・転職のこと、育児のこと、お金のこと、その他、さまざま相談を受け付けています。

相談は、予約制になっています。下記にお電話、または、窓口でご予約ください。 相談時間 9:00～12:00、13:00～17:00

(12:00～13:00、土日・祝日・年末年始を除く)



★場所：国分寺市役所第2庁舎1階生活福祉課

TEL 042-325-0111 (内線533)

離婚を考えている方、離婚をする方 ～一人で悩まずに～

パートナーとの生活で、うまくいかなくなった時にどうしたらよいのか、これから先どのように生活していけばよいのか、さまざまなことを悩み、考えていることでしょう。何から始めていいのかわからないことが多いと思います。離婚には、時間やエネルギーを要します。将来への不安を感じたり、ひとりで悩んでしまうことがあると思います。ひとり親家庭としての新しい生活に備えて、これからは子どもの気持ち、ご自身の気持ちを尊重しながら、自分らしさを大切にしたいうえで、準備を始めましょう。

○法務省のHPでは、離婚をするときに考えておくべきことを紹介しています。



離婚って、実際どのようにするの？

スムーズに離婚できるか分からない場合はどうすればいいの？



< 離婚手続きの流れ >

◎離婚の種類

【協議離婚】

夫婦の話し合いで、合意のうえ決める離婚です。証人の署名入りの離婚届を提出し、離婚が成立します。離婚の条件なども話し合いで決めますが、口約束だけにならないように公正証書を作成しておくといいいでしょう。



立川公証役場：042-524-1279（月曜日から金曜日・祝祭日を除く）
9:00～12:00、13:00～17:00
立川市柴崎町 3-9-21 エルフレア立川ビル 2 階
〈JR 中央線 立川駅南口 徒歩 5 分〉

→パートナーが知らない間に離婚届を出す心配がある場合（親権の記入欄があります）は、「離婚届の不受理申出」をすることができます（市民課）。どこの役所でも受理し、本籍地に転送して、取り下げるまで有効です（申し出したことを忘れないように注意が必要です）。

【調停離婚】

家庭裁判所の調停による離婚です。夫婦間の話し合いが整わない場合などに家庭裁判所に申し立てをして（原則：相手方の住所地管轄）、調停委員の仲介で協議を進めることができます。親権者、養育費、親子交流、財産分与や年金分割なども調停で定めることができ、そこで定められた事項が記載された調停調書が作成されます。

申し立てには、夫婦の戸籍謄本1通が必要です。

申し立て費用の目安：収入印紙 1,200 円（1 件につき）、

連絡用郵便切手 1,000 円程度

（準備する切手は、必ず申し立てをする家庭裁判所の受付に確認してください。）

遠方での当事者間では、電話会議方式、テレビ会議方式の調停も出来ます。連絡先を秘密にしたい・調停当日には絶対に相手と顔を合わせたくない・早めに退出したいなど配慮を求めることがあれば、申し立ての際に、はっきりと申し出ましょう。

【裁判離婚】

調停も不成立だった場合は、家庭裁判所に離婚請求の訴えを起こすことができます。離婚の判決が出た場合、裁判離婚となります。手続きが煩雑なので多くの方は弁護士をつけます。裁判離婚には離婚原因（配偶者の不貞、悪意の遺棄など民法の定めによる）が必要です。

※調停離婚及び裁判離婚については家庭裁判所にお問い合わせください。

東京家庭裁判所 立川支部：立川支部 東京都立川市緑町 10-4

多摩都市モノレール「高松駅」徒歩5分

立川バス「裁判所前」徒歩1分、JR立川駅（北口）徒歩25分

P.7 参照



☆弁護士に相談したい、でもどこに行けば・・・

【弁護士・法テラスの利用】

1. 無料法律相談等

- 市の弁護士相談
- 女性のための法律相談 (P.21)
- 東京都ひとり親家庭支援センター (はあと)
はあと多摩 042-506-1182

火曜日・金曜日 (毎月 1 日号市報に日程の詳細を掲載します。)
相談時間：13:30 から 16:30 まで (1 回 30 分以内)
予約電話番号：042-325-0111(代) 市民相談室へ



家事事件に精通している弁護士による助言を行います。来所による対面相談で 1 時間 (継続相談 3 回まで) 都内在住の 20 歳未満の子どもがいる母親・父親が対象です。

- 法テラス
(民事法律扶助業務)

法テラス多摩

0570-078305

毎週月～金 10:00～12:00/13:00～16:00

無料の法律相談：1 テーマ・1 回 30 分、3 回まで。
弁護士費用：立て替え、毎月分割返済、返済免除、
法テラスと契約した弁護士に有料相談からの持込みなど。
法テラスサポートダイヤル 0570-078374
※収入・資産が一定基準以下の方が対象です。

日本司法支援センター 法テラス



2. 有料法律相談

- 各法律相談所

何を相談したいのかまとめておくと、時間を有意義に使えます。



離婚にあたり決めておくことはなんだろう・・・

【親権について】「親権」とは、子どもの利益のために、監護・教育を行うことや、子の財産を管理したりする権限であり義務とされています。未成年の子がいる場合は、親権者を定めなければ離婚届を提出できません。夫婦間の協議で決められないときは家庭裁判所に申し立てをし、調停または裁判で親権者の決定をします。

【養育費・親子交流について】

養育費は、未成熟子が自立するまでの生活費・教育費であり、父母の収入に応じて分担することになります。父親だけが負担するものではありません。養育費や、別れて暮らす親と子との面会は、子の権利であり、その健やかな成長のために協議しなければならない重要な問題です。話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所への申し立てができます。また離婚後でも協議が可能です。

親子交流は、子どもにとって福祉上大切な権利であり、養育費の見返りとしての交流ではありません。直接会うことだけでなく、電話やメール、プレゼント交換なども含めることもあります。

〈養育費に関する
裁判所の HP〉

〈親子交流に関する
裁判所の HP〉

〈財産分与に関する
法務省の HP〉

〈養育費の算定表〉

〈立川家庭裁判所〉

離婚届を出す前に 大切な 養育費と親子交流の取決めを！



離婚届にある養育費や面会交流（親子交流）
のチェック欄の書き方を解説した動画

まずはこちらの動画をチェック
2分30秒だよ。



～ さらに詳しくお知りになりたい方へ ～

養育費や親子交流の
きほんが知りたい方

リコンの時に知って
おきたい大切なこと

ほぼ3分の動画だよ

①リコンには悩みがたくさん



子ども お金 生活の悩み



養育費・親子交流につ
いて詳しく知りたい方

パンフレット「子ども
の養育に関する合意書
作成の手引きとQ&A」



養育費について
詳しく知りたい方

養育費バーチャル
ガイダンス2021



法務省
MINISTRY OF JUSTICE

【動画で解説】

離婚届のチェック欄の解説動画

チェック欄の書き方を丁寧に説明しています。



リコンのときに知っておきたい大切なこと

約3分のイラスト動画で、養育費と親子交流の基本的な知識が分かります。

養育費バーチャルガイダンス2021

ドラマ仕立てで、難しい裁判手続きも分かりやすく解説しています。



親子交流に関する説明動画

親子交流を実際に行うに当たり、3つの場面ごとに留意すべき点を丁寧に解説しています。



【別居・離婚をする場面】



【親子交流（面会交流）を実施する場面】



【親子交流（面会交流）のことで困った場面】

養育費等相談支援センター（公益社団法人家庭問題情報センター FPIC）

養育費と親子交流について電話やメールによるご相談をお受けしています。なお、手続きのご相談の受付であり、法律相談ではありませんのでご注意ください。

- ・フリーダイヤル 0120-965-419（携帯電話からはつながりません）
- ・電話 03-3980-4108

（ご希望により、センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています。）

- ・メール相談 info@youikuhi.or.jp

平日（水曜日を除く） 10：00～20：00
 水曜日（祝日を除く） 12：00～22：00
 土／祝日 10：00～18：00



振替休日は、電話相談はお休みです。

【財産分与・婚姻費用について】

財産分与は夫婦で一緒に築いた財産が対象になります。また、住宅ローンなどの債務もその対象です。婚姻前から持っていた財産や親からの相続財産は分与の対象にはなりません。

他に婚姻費用の請求があります。別居中の夫婦で、夫婦や未成熟子の生活費などを請求することを言い、収入がない、あるいは少ないほうが、収入の多いほうと同等の生活水準を維持するために必要な費用を請求することです。

【年金分割について】

手続きに期限があります。

離婚した場合、二人の婚姻期間中の厚生年金を分割してそれぞれ自分の年金とすることができます（年金額の半分ではありません）。専業主婦（夫）に限っては、平成20年4月以降の婚姻期間は半分と規定されています。それ以前の婚姻期間、および共働きなどでは、夫婦で分割割合を協議するか、家庭裁判所に申し立て、調停、裁判で決めることとなります（最大限0.5）。離婚後

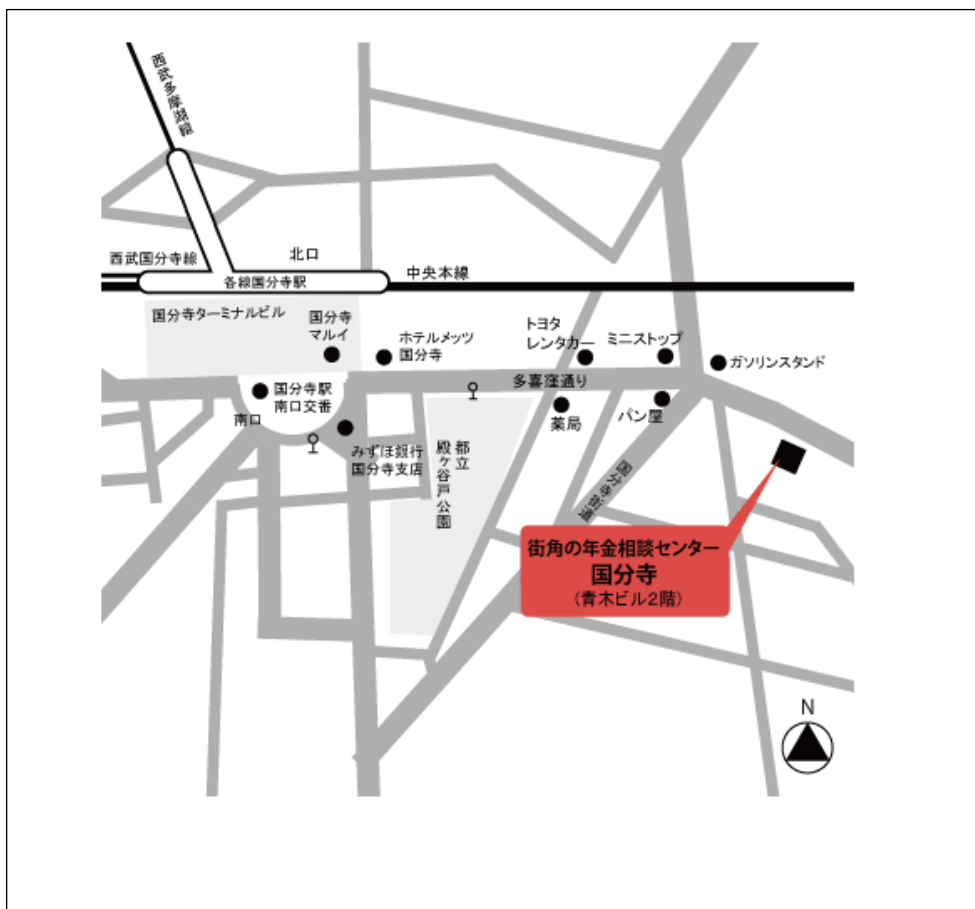
2年以内に手続きを行う必要があります（年金の掛け金を通算10年以上負担していることが条件です）。年金分割は、離婚後の生活のための資金になりますので請求を怠らないようにしましょう。

※年金分割のための情報通知書（範囲、分割の対象となる期間等の情報）の請求は、離婚の前でも後でも行うことができます。⇒詳しくは年金事務所へ。

（公務員の方の情報については、共済組合にお問い合わせください。）



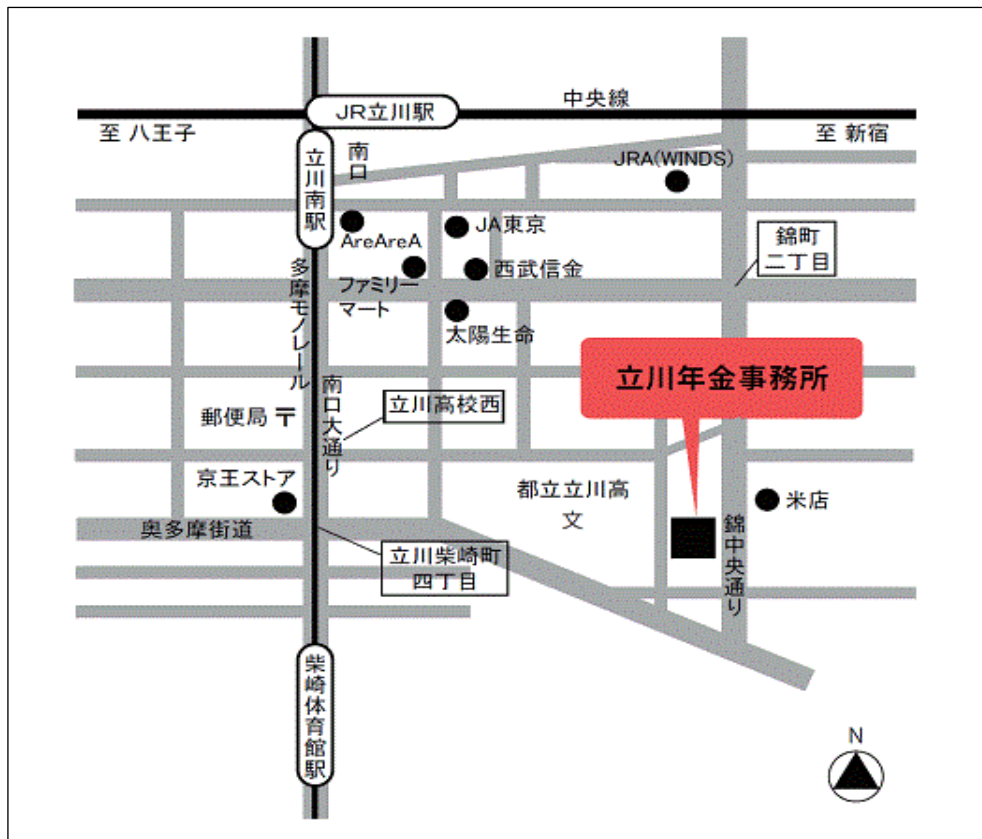
街角の年金相談センター国分寺



- 予約をしてから行くくとスムーズです。
- 受付時間終了時間の90分前には受付できることが望ましいです。



立川年金事務所



【戸籍・氏について】

離婚が成立したとき親は婚姻前の氏にもどることができますが、夫婦が結婚時に選択した氏のまま、子どもの戸籍には変更はありません。例えば、子の親権者が母であっても、父の氏で婚姻していた場合、離婚すれば母だけ別戸籍となり、子の戸籍は父の戸籍に入ったままとなります。

子どもの戸籍や氏を変更したいときは、家庭裁判所に「子の氏の変更許可申立」をし、許可の審判を受けてから（家庭裁判所から発行される「子の氏の変更許可書謄本」を添付のうえ）「入籍届」を役所に届け出ます。また親が婚姻中の氏を称したいときは、離婚後3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を役所に提出する必要があります（離婚届の提出時に一緒に提出可）。

子が15歳以上であれば、子自身が家庭裁判所に申し立てる必要があります。子は成人してから1年以内に改氏前の氏に復することができます。

【その他】

・不履行・・・婚姻費用や養育費について最大の問題点は、毎月の支払いが継続して払われるかにあり、約束や念書では、支払いは保証されません。公正証書や調停調書など法的効力のある署名が出来ていても、実情として支払われないことがあります。

・履行勧告・・・家庭裁判所では、調停や審判で取り決めた内容を守らせるための履行勧告制度があります。履行勧告の申し出をすると、家庭裁判所では、相手に取り決めを守るように説得や勧告をします。この手続きに費用は不要ですが、相手が応じない場合も強制はできません。

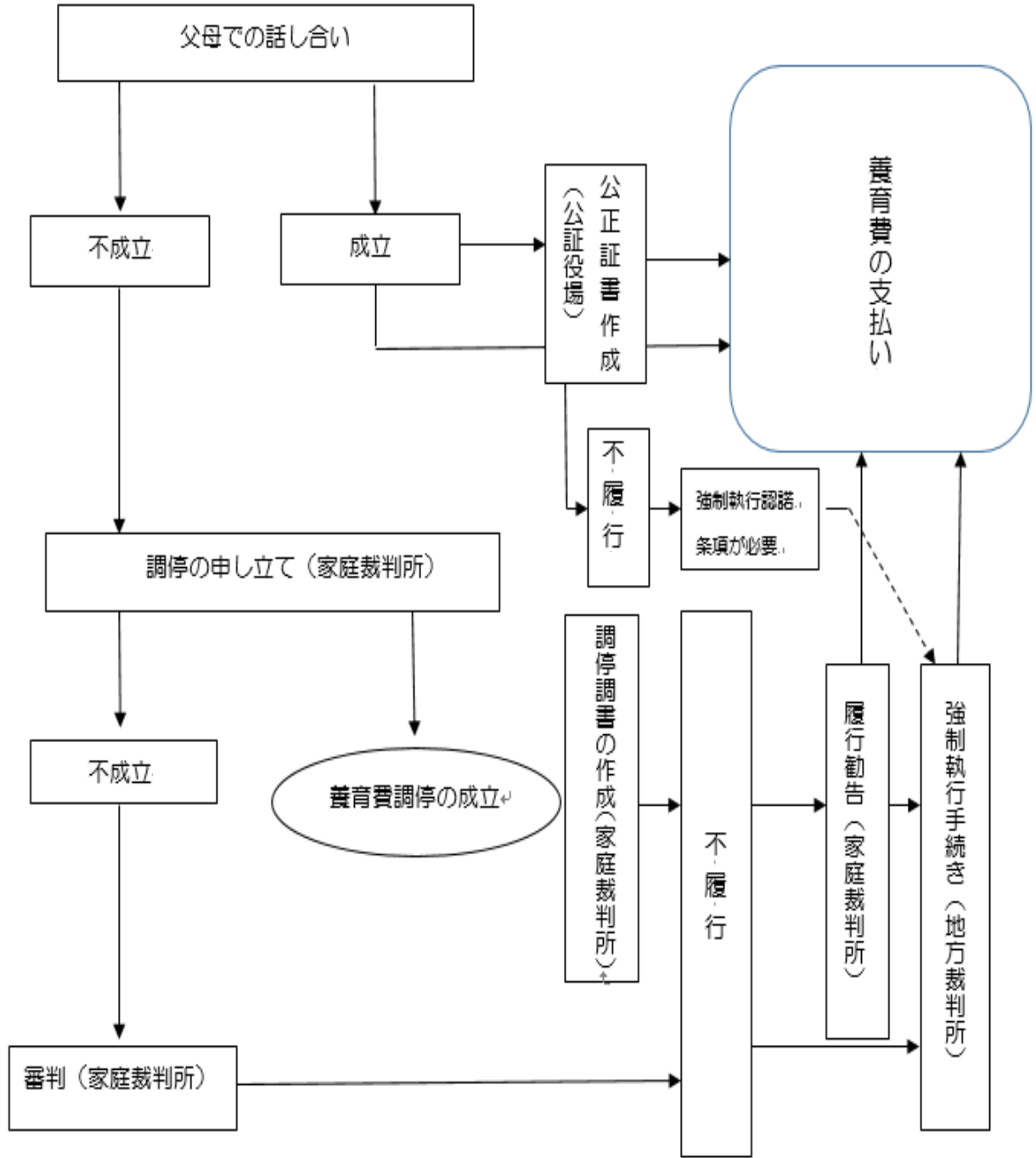
・強制執行手続き・・・地方裁判所では、給与や銀行口座の差押え手続きを行うことが出来ます。養育費などの給与の差押えは1回の申し立てで毎月差押えが実行されます。また、債務者の財産の情報（預貯金口座や勤務先など）についても制度が改正され、取得されやすくなりました（詳しくは地方裁判所債権執行係に問い合わせてください。）。しかし、勤め先がはっきりしない人や転職を繰り返している人に対しては、差押えが難しくなります。

〔強制執行できる書面〕

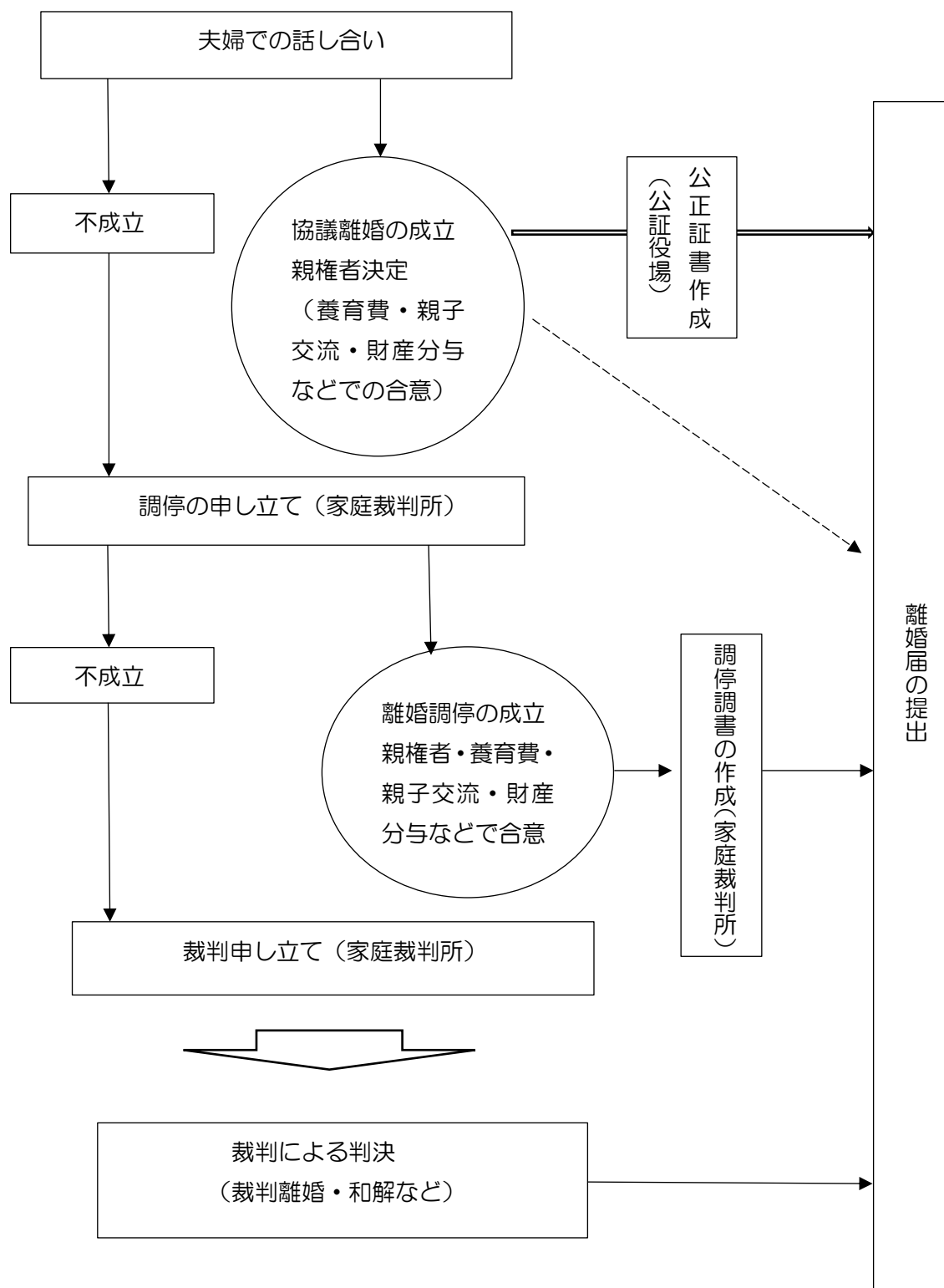
- ・公正証書（強制執行認諾条項付き）
- ・調停調書
- ・審判の決定書
- ・裁判の判決書・和解調書
- など

・養育費や親子交流は、事情の変更等があれば、再度の調停・審判の申し立てが出来ます。子どもの福祉を害するような事態が生じた場合には、早急に検討しましょう。

【養育費請求手続きの流れ】



【離婚手続きの流れ】



配偶者の扶養になっていた方

婚姻中に配偶者の扶養に入っていた方で、離婚などによって扶養から外れてしまい、ご自身で社会保険や厚生年金に入ることが出来ない場合は、国民健康保険と国民年金に加入する手続きが必要となります。

○ 国民健康保険

手続きには配偶者が加入している健康保険組合の資格喪失証明書が必要になります。資格喪失証明書を持って、保険年金課で国民健康保険の加入手続きをお願いします。もともと配偶者と共に国民健康保険であった場合で、離婚によって世帯分離などを行う場合には、住民票上の手続きだけでなく、国民健康保険上も世帯変更の手続きが必要になります。また転出入を伴う場合は、手続きが必要になるので、国分寺市保険年金課と他市区町村への転出の際は行先の自治体にも、お手続きについて持ち物などをご確認ください。

配偶者と死別された方

亡くなった配偶者とご自身の健康保険と年金の手続きが、それぞれ必要となります。配偶者が国民健康保険に加入していた場合、ご自身が社会保険や厚生年金に入ることが出来ない場合には市役所での手続きが必要になります。

下記の場合は、保険年金課以外へお問い合わせください。

- ・ 配偶者が社会保険に加入していた場合 → 加入していた健康保険組合
- ・ 配偶者の年金の手続き → 日本年金機構
- ・ ご自身が社会保険や厚生年金に加入できる場合 → ご自身のお勤め先
- ・ 相続や遺産分割などの相談
→市の市民相談やお近くの法テラスなどの相談機関（P.6～参照）

○ 国民健康保険

- 配偶者が国民健康保険に加入していた場合

配偶者が亡くなったことを把握し次第、保険年金課から葬祭費の補助などお手続きについて、案内書類をご自宅に郵送します。案内に記載されている持ち物などを揃えて、市役所に来庁いただくようお願いします。

- ご自身が社会保険に加入できない場合

手続きするために配偶者が加入していた健康保険組合の資格喪失証明書が必要になります。資格喪失証明書を持って、保険年金課で国民健康保険の加入手続きをお願いします。

○ 国民年金

- ご自身が厚生年金に加入できない場合

厚生年金や共済年金に加入していた配偶者に扶養されていた方は、配偶者が亡くなった場合、種別変更の手続きが必要です。

- 国民健康保険の手続き

健康部保険年金課 国民健康保険係 TEL 042-325-0111(代)

- 国民年金の手続き

健康部保険年金課 国民年金係 TEL 042-325-0111(代)

立川年金事務所 (p.12 参照) TEL 042-523-0352

◎税の軽減

ひとり親控除

配偶者と死別、離婚もしくは未婚又は配偶者の生死が不明な方で、一定の要件に当てはまる場合には、所得税・住民税の所得金額から一定額を控除することができます。申告が必要です。

控除の種類	控除の要件	市民税・都民税 の控除額	所得税の控除額
ひとり親控除	配偶者と死別・離婚後に婚姻していない人、配偶者が生命不明の人または未婚のひとり親で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、本人の前年中の合計所得金額が500万円以下の場合	30万円	35万円

ひとり親の方は非課税になる場合があります

1月1日現在、前年中の合計所得金額が135万円以下（給与所得のみの場合、年間の収入が2,044,000円未満）であった方は、市民税・都民税の均等割も所得割もかかりません。

ひとり親家庭とは

法律上（母子及び父子並びに寡婦福祉法）での「ひとり親家庭」とは、次のいずれかに該当する方が20歳未満のお子さんを扶養している家庭をいいます。

- 配偶者が死亡した方
- 配偶者と離婚した方
- 配偶者の生死が明らかでない方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が長期間海外にいるか、または拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- 配偶者が精神または身体の障害のため、長時間働くことができない方
- 未婚・非婚の方（結婚によらないで親になった方）

※配偶者には、事実婚のパートナーを含みます。

注）制度により、対象要件が異なります。各ページをご確認ください。

こまったとき（相談）



ひとり親家庭相談

ひとり親家庭の生活上の問題、就業についての相談、養育費、母子及び父子福祉資金の貸付など様々な相談を母子・父子自立支援員*がお受けしています。必要な情報提供、関係機関への紹介など問題解決のお手伝いをしています。ご相談での個人の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

なお、相談の時間をきちんととらせていただくために緊急の場合を除いて事前の予約をお願いしています。どうぞ、お気軽にご相談ください。

* 母子・父子自立支援員とは母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭、父子家庭、寡婦（寡夫）を対象にその自立に必要な情報提供、相談・指導などの支援、職業能力の向上への支援などを行う者です。→ P.3 参照

窓口：生活福祉課 母子父子自立支援員 TEL 042-325-0111(代)

女性相談

自分自身の生き方や家族に関すること、学校や友達のこと、職場やご近所付き合いのこと、心や身体のこと、男女関係のことなど、どこに相談したらよいのかわからない、誰かに相談したいときなど、ひとりで悩まずご相談ください。

◎ 女性のための相談

- ・ 女性のための悩みごと相談 予約不要です。
- 〔相談日時〕 平日9：00～12：00、13：00～17：00
- 〔相談場所〕 男女平等推進センター（ライツこくぶんじ）
光町 1-46-8
- 〔電話番号〕 042-573-4342（相談専用）
- 〔メール〕 soudan@city.kokubunji.tokyo.jp（相談専用）

〔オンライン相談〕 要予約

Zoom ミーティングを利用したオンライン相談

※市 HP 検索番号「1002814」の電子申請により予約

カウンセリングと法律相談は、予約が必要です。

- ・女性のためのカウンセリング 電話・面接・オンライン相談
(1回 50分 第2・4火曜日、13:30から16:30)
 - ・女性のための法律相談 面接・オンライン相談
(1回 30分 毎月第3木曜日、13:30から16:30)
- 〔予約電話番号〕 042-573-4378 (予約制)

◎ 女性相談支援員による相談

相談は**予約制**です。必ず事前にお電話か来庁いただき、予約をしてください。
相談は無料で、個人の秘密やプライバシーは固く守ります。

〔予約受付時間〕 平日 9:00~12:00、13:00~17:00

〔相談日時〕 平日 9:00~12:00、13:00~17:00

(面談最終時間 16:00 からの面談)

〔相談場所〕 市役所第二庁舎 生活福祉課

〔電話番号〕 042-325-0111 (代)



◎手当・年金・医療費助成

児童手当

児童手当は、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを応援するため、中学校修了までの児童を養育しているご家庭に支給される手当です。

〔対象となる児童〕

0歳から15歳の児童が対象になります。（中学3年生までの児童が対象）

〔支給される方〕

対象となる児童を養育しているご家庭の主たる生計者（通常、父母で所得の高い方）または父・母以外でも児童を養育している方に支給されます。

〔所得制限・所得上限〕

所得制限を超えている場合は特例給付（5,000円）の支給、所得上限を超えている場合は手当の支給はありません。

年齢	所得制限限度額未満の場合（児童手当）	所得制限限度額以上 所得上限限度額未満の場合（特例給付）	所得上限 限度額 以上の場合
3歳未満（一律）	15,000円	5,000円	0円 手当の支給は ありません
3歳以上小学校修了前 （第1子・第2子）	10,000円		
3歳以上小学校修了前 （第3子以降）※	15,000円		
中学生（一律）	10,000円		

※児童の順位は18歳に達した最初の3月31日までの児童から数えます。

令和6.4.1現在

〔認定請求について〕

誕生日・転入日の翌日から 15 日以内に認定請求すれば、出生・転入の日の属する月の翌月分から支給されます。（※認定請求日とは、子ども子育て支援課で受理した日となります。）

〔支払期間と支払月〕

支払期間・・・申請のあった日の属する翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

支払月・・・6 月（2～5 月分）、10 月（6～9 月分）、2 月（10～1 月分）、の 12 日に、指定口座に振込みとなります。

窓口：子ども子育て支援課手当助成係 TEL 042-325-0111(代)

児童扶養手当

18 歳に達した年度末（3 月 31 日）まで（一定の障害を有する場合は 20 歳未満）の児童がいる、次のいずれかの状況にある母子または父子家庭等が申請できます。ただし、受給資格者（児童の保護者）、扶養義務者の所得が制限未満であることが条件です。

〔対象〕

1. 父母が離婚した
2. 父または母が死亡または生死不明
3. 父または母が重度の障害を有する
4. 父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている
5. 父または母が引き続き 1 年以上遺棄している
6. 婚姻によらないで出生した
7. 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた

〔支給対象外となるとき〕

次のいずれかに該当するときは、支給の対象となりません。

1. 児童および受給資格者が、日本国内に住所を有しないとき
2. 受給資格者または児童が公的年金を受給することができ、年金の額が児童扶養手当の額より高いとき（障害基礎年金の本人分は別）
3. 児童が児童福祉施設などの施設に入所しているとき
4. 児童が里親に委託されているとき
5. 児童が父または母（申請者以外）と生計を同じくしているとき（ただし重度の障害の状態にあるときを除く）
6. 児童が父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む）と生計を同じくしているとき

〔所得制限〕

申請者及び同居の扶養義務者の方に、それぞれ所得の制限があります。所得金額から所定の控除額を引いた金額が所得限度額を超えた場合は支給が制限されます。全部支給の制限額未満であれば手当額の全額、一部支給の制限額未満であれば、手当額の一部が該当になります。所得の年分は、申請する月が1月から9月の場合は一昨年分、10月から12月の場合は昨年分が対象になります。申請者が母または父の場合、児童の父または母から支払われた養育費の受け取りが、前年または前々年にあった場合、その額8割を所得に加算します。

※扶養義務者とは、一緒にお住まいの直系血族の方、及び兄弟姉妹を指します。扶養義務者にも所得の制限があり、限度額を上回った場合は、手当の支給が停止されます。

〔手当月額〕 令和6年4月現在

1. 支給対象児童が1人の場合

申請者の所得額により
手当額が変わります。

全部支給	45,500 円
一部支給	45,490 円から 10,740 円

2. 支給対象児童が2人以上いる場合

第2子加算額

全部支給	10,750 円
一部支給	10,740 円から 5,380 円

第3子以降加算額

全部支給	6,450 円
一部支給	6,440 円から 3,230 円

〔支払月〕

申請のあった月の翌月分から手当が発生し、毎奇数月（1月、3月、5月、7月、9月、11月）にその前月までの分を支給します。

児童扶養手当法律の改正により、令和3年3月分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるようになりました。

窓口：子ども子育て支援課手当助成係 TEL 042-325-0111(代)

児童育成手当

18歳に達した年度末（3月31日）までの児童がいる、次のいずれかの状況にある母子または父子家庭等が申請できます。ただし、受給者（児童の保護者）の所得が制限未満であることが条件です。

〔対象〕

1. 父母が離婚した
2. 父または母が死亡または生死不明
3. 父または母が引き続き1年以上遺棄している
4. 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
5. 婚姻によらないで出生した
6. 父または母が重度の障害を有する
7. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた

〔支給対象外となるとき〕

次のいずれかに該当するときは、支給の対象となりません。

1. 受給資格者が日本国内に住所を有しないとき
2. 児童が児童福祉施設などの施設に入所しているとき
3. 児童が里親に委託されているとき
4. 児童が父または母（申請者以外）と生計を同じくしているとき（ただし重度の障害の状態にあるときを除く）
5. 児童が父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む）と生計を同じくしているとき

〔所得制限〕

所得金額から所定の控除額を引いた金額が所得制限額を超える場合は支給を受けることができません。

〔手当月額〕 対象児童1人につき13,500円

〔支払月〕 6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月分）、の12日に、指定口座に振込みとなります。

窓口：子ども子育て支援課手当助成係 TEL 042-325-0111(代)

振込み予定月

月	児童手当	児童育成手当	児童扶養手当
1			○
2	○	○	
3			○
4			
5			○
6	○	○	
7			○
8			
9			○
10	○	○	
11			○
12			

令和6.4.1現在

018 サポート 東京都

都内に在住する18歳までの子供を対象に、一人当たり月額5,000円を支給することで、学びなど子供の育ちを切れ目なくサポートし、「子育てのしやすい東京」を実現します。

対象者：①0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方
②原則として、都内に住所を有する方。

支給額・支給時期 一人当たり月額5,000円（所得制限はありません）
3回に分けて支給（令和6年8月、12月、令和7年4月予定）

東京都018サポート給付金コールセンター

0570-082-018

（受付時間午前9時～午後6時、土・日・祝含む。12/29～1/3除く）

国民年金保険料の免除

収入が一定の基準を下回っている方は、申請していただくことで国民年金保険料が免除されます。

この免除には「法定免除」と「申請免除」があります。

〔法定免除〕

次のいずれかに該当しているときは、申請すれば保険料が免除されます。

1. 障害基礎年金・障害厚生年金の1級・2級を受けているとき
2. 生活保護法による生活扶助を受けているとき（外国籍の方は除く）

〔申請免除〕

申請された方のうち、日本年金機構が審査を行い、前年中の収入が一定の基準を下回っている方は保険料が免除されます。

「法定免除」と異なり、申請される方に条件などはありません。

窓口：保険年金課 国民年金係 TEL 042-325-0111(代)

ひとり親家庭等医療費助成制度

次のいずれかの状況にある母子または父子家庭などに対し保険診療でかかった医療費の自己負担分を助成します（課税世帯は一部負担金あり）。助成の対象となるのは、児童が18歳になった年の年度末（3月31日）までです（一定の障害を有する場合は20歳未満まで）。

また、申請者（父または母など）と扶養義務者の前々年の所得による所得制限があります。

〔対象〕

1. 父母が離婚した
2. 父または母が死亡または生死不明
3. 父または母が引き続き 1 年以上遺棄している
4. 父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている
5. 婚姻によらないで出生した
6. 父または母が重度の障害を有する
7. 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた

〔対象外となるとき〕

1. 受給資格者が日本国内に住所を有しないとき
2. 健康保険に未加入の時
3. 生活保護を受給しているとき
4. 児童が児童福祉施設などの施設に入所しているとき
5. 児童が里親に委託されているとき
6. 児童が父または母（申請者以外）と生計を同じくしているとき（ただし重度の障害の状態にあるときを除く）
7. 児童が父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む）と生計を同じくしているとき

〔所得制限〕

申請者及び扶養義務者（一緒にお住まいの直系血族の方、及び兄弟姉妹）の方に、それぞれの所得制限があります。所定金額から所定の控除額を引いた金額が所得制限額を超える場合は助成の対象になりません。

※前々年に前夫（妻）からの養育費などがある場合はその 8 割 を所得に加算します。

〔助成内容〕

保険診療でかかった医療費の自己負担分について、以下のとおり助成します。

非課税世帯…全額助成

課税世帯…2割助成（1割自己負担）

※世帯には扶養義務者を含みます。

※都外受診など保険診療分を窓口で支払った場合は、領収書他必要書類を揃えて、子ども子育て支援課へ請求してください。

乳幼児・義務教育就学児の医療費助成制度

乳幼児・義務教育就学児が保険診療でかかった医療費の自己負担分の全額または一部を市が負担する助成制度です。医療証(医療助成)は(乳)医療証と(子)医療証の2種類があります。

乳幼児医療費助成（(乳)医療証）

〔受給できる方〕 小学校入学前の児童（6歳到達後最初の3月31日まで）

〔助成範囲〕 保険診療の自己負担分（食事療養標準負担額等を除く）を助成します。

〔所得制限〕 なし

義務教育就学児医療費助成（(子)医療証）

〔受給できる方〕 義務教育就学児（6歳に到達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳到達後最初の3月31日まで）

〔助成範囲〕 保険診療の自己負担分（食事療養標準負担額等を除く）の一部を助成します。

通院（調剤及び訪問看護を除く）のみ一回につき200円をお支払いください。入院時は自己負担なし。

〔所得制限〕 なし（令和4年10月～）

※都外受診など保険診療分を窓口で支払った場合は、領収書他必要書類を揃えて、子ども子育て支援課へ請求してください。

高校生等医療費助成制度（**青**医療証）

〔受給できる方〕市内在住の高校生等（15歳に到達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日まで）
高校などへの在学を問いません。

〔助成範囲〕 保険診療の自己負担分（食事療養標準負担額等を除く）の一部を助成します。
通院（調剤及び訪問看護を除く）のみ一回につき200円をお支払いください。入院時は自己負担なし。

〔所得制限〕 なし（令和5年4月～）

※都外受診など保険診療分を窓口で支払った場合は、領収書他必要書類を揃えて、子ども子育て支援課へ請求してください。

窓口：子ども子育て支援課手当助成係 TEL 042-325-0111(代)

🌸しごとのこと🌸

母子・父子自立支援プログラム

児童扶養手当受給中（同等の所得水準の方も含む）でひとり親の方に、母子・父子自立支援プログラム策定員がそれぞれの方に状況やニーズに応じた自立支援計画を作成いたします。ハローワークへの同行や連携をしながら、きめ細やかで継続的な自立・就労支援をしています。

・児童扶養手当を受給されていない方で、年度末までに18歳を迎えるまでの児童を扶養しているひとり親の方の就労支援もお受けしています。

※令和6年度（時期未定）児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃予定

窓口：生活福祉課 母子父子自立支援員 042-325-0111 (代)

ひとり親家庭住宅支援資金貸付

プログラム策定を受け、自立に向けて取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要な資金を貸し付けることにより、就労又は稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とするものです。

〔対象者〕①児童扶養手当の支給を受けている者（所得が同水準の者を含む）
②母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者
③原則として国分寺市に住民登録をしている者
④就職、より高い所得が見込まれる転職等（同一職場における所得増を含む）、安定した就労につながる転職等のいずれかを目指す者
したがって、プログラムの目標が上記④に掲げる就職・転職等を目指すものでない場合は対象になりません。

〔貸付額〕月額 40,000 円以内 上限 12 か月

他の補助制度（住居確保給付金等）との併用も可能ですが、家賃額と他の補助制度による支援額の差額が貸付額の上限となります。

〔貸付〕無利子（保証人不要）

詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

窓口 : 国分寺市社会福祉協議会
自立生活サポートセンターこくぶんじ 貸付担当
TEL 042-324-8401
: 市役所生活福祉課 母子父子自立支援員
TEL042-325-0111(代)

ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク（公共職業安定所）は、求職者の希望と能力、適性にふさわしい情報を提供し、職業紹介を行うところです。

また、就職後に職場でその能力が十分に発揮できるように、助言・援助も行っています。

あらたに就職したり、転職をしたいとき、どういう職業につけばよいか迷っているときは、ハローワーク（公共職業安定所）に相談しましょう。

職業相談・職業紹介は無料で、個人の秘密は守られます。

雇用保険の受給手続きと職業訓練の申込みについては住所を管轄するハローワークのみとなりますので、ご注意ください。

● 公的な無料職業紹介窓口 無料でご利用いただけます

◎ ハローワーク立川

立川市緑町4-2立川地方合同庁舎

TEL042-525-8609 JR 中央線立川駅下車 徒歩 10分

多摩モノレール立川北駅下車 徒歩 8分/高松駅下車 徒歩 10分

開庁時間 8:30~17:15 (土日、祝日、年末年始休み)

★ マザーズハローワーク ・無料でご利用いただけます。

TEL042-529-7465

開庁時間 9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始休み)

- ・雇用保険業務、職業訓練業務はおこなっておりません。
- ・個別担当制による職業相談もおこなっています。
- ・キッズスペース、授乳室を完備。



★ 東京しごとセンター多摩

TEL042-526-4510 利用の際は登録が必要です。

開庁時間 平日 9:00~20:00 土曜日 9:00~17:00

(日・祝・年末年始は休み)

★ ワークプラザ立川南 (「北口駅前 JOB ぷらっと」から名称変更)

TEL042-523-1509

開庁時間 平日 月~金 10:00~18:00

対面・電話などによる職業相談・紹介を行います。

第1・第3土曜日 10:00~17:00

【予約制】 対面・電話などによる職業相談・紹介を行います。

★★★立川市柴崎町3-9-2 立川駅南口東京都・立川合同施設
JR立川駅南口から徒歩4分 / 多摩モノレール立川南駅から徒歩1分

注：各施設開庁時間は変更されることもあります。
必ず HP などで確認してください。



自立支援教育訓練給付金

※事前相談必須 ※令和6年度拡充予定
 (受講開始前に講座指定が必要となります。)

母子家庭の母または父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部を助成します。

〔この給付を受けることができる方〕

母子家庭の母または父子家庭の父で20歳未満のお子さんを扶養している方で、次の要件をすべて満たす方

1. 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準の方

※令和6年度（時期未定）児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃・要件追加予定

2. 適職に就くために必要であると認められる方

〔この給付の対象講座〕「厚生労働大臣指定教育訓練講座」に指定されている

〔支給額〕令和6年4月現在（年度内拡充予定、面談時に確認してください）

- ・一般、特定一般教育訓練給付金の指定講座の入学料、受講料の6割相当額

- ※上限 200,000 円、下限 12,000 円、12,000 円未満は支給対象外
- ・専門実践教育訓練給付金の指定講座の入学料・受講料の6割相当額
- ※上限 400,000 円/年 (R4.4~)、下限 12,000 円/年

× 修学年数 (最大4年間) 12,000 円未満は支給対象外

注: 雇用保険の教育訓練給付の受給資格の無い方は対象講座の受講料の6割相当額。雇用保険教育訓練給付金 (対象講座の2割相当額) を受けた方は差額分の4割相当額。

令和6年度拡充予定 (時期未定)

指定教育訓練講座 検索



窓口: 生活福祉課 母子父子自立支援員 TEL 042-325-0111(代)

高等職業訓練促進給付金

※事前相談必須
(申請は入学後、申請月から対象・遡及なし)

母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得するため、養成機関において修業している場合、経済的支援を行います。

〔この給付を受けることができる方〕

母子家庭の母または父子家庭の父で20歳未満のお子さんを扶養している方で、次の要件をすべて満たす方

1. 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準の方
2. 修業年限1年以上の養成機関において、資格の取得が見込まれる方
 - ・6か月以上の修業を通常必要とする民間資格取得の場合にも新たに拡充 (シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格)
3. 仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
4. 原則、他の国家資格を持っていない方

〔この給付の対象講座〕

- ・看護師（准看護師） ・介護福祉士 ・保育士 ・理学療法士 ・社会福祉士
- ・作業療法士 ・保健師 ・助産師 その他、市長が特に適当と認める資格
- ▣原則日中の通学が必要（通信制は要件あり）。
- ▣他の施策と併用可能なもの、併用できないものがあります。

（求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法に定める訓練延長給付、教育訓練支援給付金など、高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付は併用不可）



〔給付金の内容〕 令和5年4月現在

1. 訓練促進給付金

＜支給額＞	市民税非課税世帯	月額	100,000 円
	市民税 課税世帯	月額	70,500 円
	ともに最終年度		40,000 円加算

＜支給期間＞ 修業期間の期間（最長4年）が対象

※支給額は、申請者及び同居の家族全員の市民税課税状況によって決定します。

※支給額は、4～7月分は前年度、8～翌3月分は当年度の課税状況により決定します。

2. 修了支援給付金

＜支給額＞	市民税非課税世帯	50,000 円
	市民税 課税世帯	25,000 円



＜支給期間＞ 支給時期は修業期間終了後になります。

支給にあたっては審査を行います。審査の結果、支給できない場合もあります

※支給額は、申請者及び同居の家族全員の市民税課税状況によって決定します。

※支給額は、4～7月分は前年度、8～翌3月分は当年度の課税状況により決定します。

窓口：生活福祉課 母子父子自立支援員 TEL 042-325-0111 (代)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象とした制度です。具体的には入学準備金・就職準備金を貸付けることで修学を支援し、就職を促進して自立を図ることを目的としています。

〔この給付を受けることができる方〕

20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金を受けている者

ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の対象者

〔貸付資金〕

- ・入学準備金 500,000円以内
- ・就職準備金 200,000円以内

・養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に東京都内で就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合には全額返済が免除されます。

・入学準備金については、母子及び父子並びに寡婦福祉法による「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金」や雇用保険制度の「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」との併給はできません。

窓口：国分寺市社会福祉協議会

自立生活サポートセンターこくぶんじ 貸付担当

TEL 042-324-8401

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

※事前相談必須

(受講開始前に講座指定が必要となります)

ひとり親家庭の親または子(20歳未満の児童)が、高卒認定試験合格のた

めの講座を指定し、受講開始時、修了時に受講費用の一部を支給するとともに、高卒認定試験に2年以内にすべて合格した場合にも受講費用の一部を支給いたします。

令和6年度、要件拡充予定。(時期未定)

〔この給付を受けることができる方〕

国分寺市にお住いのひとり親家庭の親で20歳未満のお子さんを扶養している方またはその世帯の子で、次の要件を全て満たす方

ひとり親家庭の親で児童扶養手当の支給を受けている方か、同等の所得水準の方※令和6年度(時期未定)児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃・要件追加予定

- ・ 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる方
- ・ 過去に本事業の各給付金の支給を受けたことのない方

※高卒認定試験の科目免除を受けるために高等学校に在籍し単位修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外

※高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象外

〔対象講座〕

高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)とし、市が適当と認めたもの



(1) 受講開始時給付金

対象講座の受講費用の40%相当額(4,000円未満は対象外)

〈通信〉 限度額 100,000円

〈通学・通学及び通信〉 限度額 200,000円

(2) 受講修了時給付金

対象講座の受講費用の10%相当額(4,000円未満は対象外)

〈通信〉 (1) + (2) の給付額の合計の上限 125,000円

〈通学・通学及び通信〉 (1) + (2) の給付額の合計の上限 250,000円

(3) 合格時給付金（受講修了日から2年以内に全科目合格した場合）

対象講座の受講費用の10%相当額

〈通信〉(1) + (2) + (3) の給付額の合計の上限 150,000 円

〈通学・通学及び通信〉(1) + (2) + (3) の給付額の合計の上限 300,000 円

○支給額

◎支給額	受講開始時給付金	受講修了時給付金	合格時給付金
・通信	①40%相当 上限 10 万円	②10%相当 ①+②上限 12 万 5 千円	③10%相当 ①+②+③上限 15 万円
・通学 ・通学及び通信	①40%相当 上限 20 万円	②10%相当 ①+②上限 25 万円	③10%相当 ①+②+③上限 30 万円
	※4 千円未満対象外	※4 千円未満対象外	

○審査

・支給にあたっては審査を行います。審査の結果、支給できない場合もあります。



○支給申請

(1) 受講開始時給付金

受講開始日から 30 日以内に申請

(2) 受講修了時給付金

受講修了日から 30 日以内に申請

(3) 合格時給付金

受講修了日から起算し2年以内に高卒認定試験に全科目

合格した場合、合格証書記載日から 40 日以内に申請

住まいのこと

都営住宅

下記の要件に当てはまる方は定期的に募集のある、または随時募集の都営住宅に申し込むことができます。※最新の募集はHPで必ず確認してください。

・礼金、保証人、更新料不要です！

〔入居資格〕

次の要件のすべてにあてはまる方

1. 申込者本人が都内に居住している成年であること
2. 同居親族がいること
3. 世帯の所得が基準内であること
4. 住宅に困っていること

(住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと)

5. 申込者(同居親族含む)が暴力団員でないこと
6. 若年夫婦・子育て世帯向けの申し込みは、世帯構成、年齢共に要件にあてはまること

〔募集時期〕

【種類】 家族向け

① あき家(バリアフリー仕様住宅含む)	5月、11月
② ポイント方式	2月、8月
③ 随時募集	随時
④ 毎月募集	毎月中旬～下旬

※①②募集時期については国分寺市の広報でお知らせします。

・あき家の一部の地区でひとり親世帯、生活保護世帯、DV被害世帯等について、当選率が一般世帯より最大で7倍、5倍程度高くなる優遇制度があります。

・ポイント方式とは、ひとり親世帯、高齢者世帯などに対して、書類審査や実態調査をしたうえで、住宅困窮度の度合いの高い方から順に募集戸数分の方を



住宅供給公社賃貸住宅

東京都住宅供給公社の賃貸住宅には「ひとり親世帯入居サポート」があります。(立川市・八王子市・日野市・東大和市・東久留米市・多摩市・稲城市・青梅市・昭島市・町田市が対象)

「①収入審査の緩和」「②こどもすくすく割(20%割引)」など支援があります。

対象住宅は東京都住宅供給公社の一般賃貸住宅です。

※離婚前でも公社がひとり親世帯と認める方も含まれます。

- ①離婚の意思が明確であり、事実上夫婦関係が破綻している
 - ②近親者からの暴力から逃れている
- 等

JKKひとり親世帯入居サポート



ひとり親家庭住宅支援資金貸付

1年間40,000円/月(上限額)の貸付になります。P32をご参照いただき、社会福祉協議会、または、市役所(生活福祉課)母子父子自立支援員にお問い合わせください。

🌸 こどものこと 🌸

子ども家庭支援センター ぶんちっち

子ども家庭支援センターは、市内に住む18歳未満の子ども自身、その保護者、子育てに関わるすべての方からの相談に応じています。

住所：光町3-13-20

電話：042-572-8138

開館時間：火曜日～土曜日9：30～17：00（祝日、年末年始除く）

第2・第4木曜日は、13：00までとなります。

○ 総合相談「かるがも相談」

子育てに関わるすべての方からの相談を受けます。※まずはお電話ください。

電話相談時間：火曜日～土曜日8：30～17：00（祝日、年末年始除く）

○ 西部地区拠点親子ひろば「ぶんちっちひろば」

主に0～3歳児とその家族、妊娠期の方とその家族が、交流し、遊ぶことができるところです。出産前後のこと、子育ての悩みや不安などを相談できます。助産師相談を行っている日もあります。

○ 児童虐待相談

子ども家庭支援センターは、児童虐待通告先になっています。心配な家庭があるなど気づいたことがあれば、ご連絡ください。

育児支援家庭訪問事業（育児支援ヘルパー）

支援を必要とされる家庭にヘルパーを派遣し、子どもの健やかな成長を支援します。

〔利用対象〕 市内にお住まいの方で、出産日から180日以内（多胎の場合、満1歳になるまでの日）で、日中家庭内に育児を手伝ってくれる人がおらず、育児を支援する必要がある家庭。※産前、またはその他ヘルパー派遣が必要と

認められる場合の利用については、お問い合わせください。

〔利用料〕 所得に応じた費用負担があります。

〔利用時間〕 8：00～19：00（日、祝日、年末年始を除く。）

窓口：子ども家庭支援センター ぶんちっち 042-572-8138

ファミリー・サポート・センター

育児の援助をする方と援助をしてもらいたい方が会員となって運営される
支え合いの仕組みです。※利用会員も援助会員になれます。

〔事業受託者〕（社福）国分寺市社会福祉協議会 042-300-6061

戸倉 4-14 国分寺市立福祉センター内

〔受付時間〕 月～金 9：00～17：00※土・日、祝日、年末年始を除く
土（出張窓口）毎月1回 会場・時間など詳細は市HPを参照

〔対象児童〕 生後57日から小学校6年生まで

〔援助内容〕 保育施設・学童保育所・習い事などの送迎や保護者の通院・冠婚
葬祭、出産時、求職活動中、保護者の心身のリフレッシュ時の一
時預かり

〔費用〕 1時間 800円（月～金 8：00～18：00）

1時間 900円（月～金 6：00～8：00、18：00～22：00、
土・日、祝日、年末年始）

〔活動時間〕 6：00～22：00

〔利用の仕組み〕 登録申し込み（登録完了までに時間を要します。）

- ▶センターが援助会員との調整を行う▶事前協議・確認活動
- ▶活動開始（利用会員が利用したい日が決まったら援助会員に連絡を取り、了承された後、センターへ報告）▶利用したその日に必要な時間分を援助会員に現金で支払う。

※詳しくはお問い合わせください。

窓口 国分寺市社会福祉協議会 TEL042-300-6061

国分寺市ファミリー・サポート・センター

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

市内に住む20歳未満の子どもがいるひとり親で、就業のためお子さんを養育することが困難な時、一時的な傷病などで日常生活にお困りの時、またはひとり親家庭になった直後で生活が不安定な時に一定期間ヘルパーを派遣し、育児や家事のお手伝いをします。（※離婚調停中の場合は、派遣対象家庭に該当しません。）

○ 派遣対象家庭

- ① ひとり親家庭になってから2年以内であって、生活環境が激変している場合
- ② 親が技能習得のため、東京都立職業能力開発センターなどに通学している場合
- ③ 親が就職活動など自立促進に必要と認められる活動を行う場合
- ④ 疾病、冠婚葬祭、学校などの公的行事の参加など、一時的に支援が必要な場合
- ⑤ 乳幼児又は小学校の児童を養育しているひとり親家庭の親が、残業により帰宅時間が遅くなるなどのため、定期的に生活援助などが必要な場合
- ⑥ その他ホームヘルプサービスが必要と認められる場合

○ 派遣回数と派遣時間

〔派遣回数〕1日1回、月12回まで。※上記②の派遣対象家庭は、月24回まで

〔派遣時間〕6:00～22:00の間で、1日1時間以上8時間まで

〔援助内容〕食事の世話、掃除、整理整頓、洗濯および補修、授乳および食事の補助、オムツ交換、着替えの補助、通園・通学の準備、保育所等の送迎など

〔費用〕所得に応じて費用負担があります。ただし2人世帯の場合、所得が3,604,000円以下の方は費用負担がありません。

〔利用者負担基準表〕

所得基準額	利用者負担額 【派遣対象家庭】①～⑤			利用者負担額 【派遣対象家庭】⑥		
	階層 区分	1時間あたり	付加分・1時間あたり (6:00~9:00, 18:00~22:00)	階層 区分	1時間あたり	付加分・1時間あたり (6:00~9:00, 18:00~22:00)
2人世帯 (親1人子1人)						
3,604,000円以下	I	0円	0円	I	0円	0円
3,604,001円～ 4,339,000円	II	300円	0円	II	250円	60円
4,339,001円～ 5,694,000円				III	510円	120円
5,694,001円～ 6,664,000円				IV	770円	180円
6,664,001円～ 7,718,000円				V	1,030円	240円
7,718,001円以上				VI	1,290円	300円

※所得基準額は扶養親族等が1人増えるごとに、上記左欄の所得基準額に38万円を加算した額となります。

〔申請に必要なもの〕

- ・ひとり親家庭ホームヘルパー派遣申請書
- ・ひとり親であることを証明する書類（児童扶養手当等の写、派遣対象家庭①は戸籍謄本の写、他）
- ・ヘルパー派遣を必要とする事を証明する書類（勤務証明書、在学証明書、他）
- ・所得証明書（転入などにより国分寺市で所得の確認ができない方のみ）

〔審査〕利用にあたっては審査があります

ショートステイ

保護者が入院や災害、事故、その他やむを得ないご事情などで一時的に子どもの養育ができないとき、子どもを短期間預けることができます。

〔対象児童〕2歳から中学生まで〔預かる期間〕6泊以内

〔預かる場所〕児童養護施設（利用中、市内保育園・小中学校への送迎も可能）

〔利用料〕所得に応じた費用負担があります。

窓口：子ども家庭支援センター ぶんちっち 042-572-8138

その他の保育サービスについて

★一時保育

保護者が短期間の就労・就学・育児の息抜き・通院などで子どもを一時的に預けたいときに保育園などでお預かりするサービスです。利用したい方は直接保育園にお問い合わせで利用します。

実施施設	電話番号	住所	対象（※1）
千春第二保育園	042 321-9988	戸倉 1-22-2	0歳～2歳児クラス （※2）
ともだちの森保育園	042 576-5557	高木町 1-22-41	1歳児クラス～就学 前児童
アスクこくぶんじ南町保育園	042 320-8230	南町 1-13-9	0歳児クラス～就学 前児童
アスク西国分寺保育園	042 300-0521	泉町 2-9-1 2 階	1歳児クラス～就学 前児童
【受入れ休止中】 国分寺Jキッズステーション	042 359-1188	南町 3-20-3	3か月～小学2年生
国分寺プチ・クレイシュ	042 325-8900	本町 3-11-1 3 階	0歳児～就学前児童
萌ベビーホーム	042 572-7202	光町 1-45-6	0歳児～2歳児クラ ス
さかのうえふれあいえん国分 寺駅前	042-203- 5518	本町 4-13-7 2 階	1～2歳児クラス

※1 対象児童は4月1日時点での年齢です。

※2 千春第二保育園、アスクこくぶんじ南町保育園、アスク西国分寺保育園については、クラス定員に空きがある場合のみ受入れ可能です。

この情報は令和6年4月1日時点の情報です。

最新の情報は市ホームページ（ページ番号:1001142）をご覧ください。

★病児・病後児保育

病気の回復期に至っておらず、病気の急変がない子どもや、病気の回復期にある子どもが集団保育の困難な時期に、保護者の子育てと仕事の両立を支援できるよう専用の保育室でお預かりする制度です。※事前登録が必要です。

〔利用可能日時〕 平日（祝日、年末年始を除く）8：00～17：30

※延長は 18：30 まで

〔利用料〕 1 日 1,500 円/延長 500 円

※生活保護世帯、住民税非課税世帯に属する場合は、利用料が免除になります。

実施施設	電話番号
国分寺病院 「ひまわり保育室」	070-5565-5419
西国分寺保育園内「おひさま保育室」（病後児保育のみ）	042-300-4488
恋ヶ窪保育園内 「たんぽぽ保育室」（病後児保育のみ）	042-321-0465
ひかり保育園内 「りんご保育室」（病後児保育のみ）	042-843-0973

（詳細・事前登録）保育幼稚園課 TEL 042-325-0111(代)

東京都立小児総合医療センター病児・病後児保育室「くるみ」

東京都立小児総合医療センターに国分寺市・府中市・国立市在住の児童を対象とした病児・病後児保育施設です。

対象：市内在住者で、生後 5 か月から小学 6 年生までのお子さん

かつ下記のいずれか

- ①病気の回復期に至っておらず、当面の症状の急変が認められない場合
- ②病気の回復期であり、集団保育または家庭保育が困難な場合

〔定員〕 1 日につき 4 人

〔利用可能日時〕 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

8：30～18：00 ※延長保育なし

〔基本料金〕 1 名につき、1 日 2,500 円（当日支払い）

生活保護世帯・市民税非課税世帯等の方は利用料助成があります。

詳しい利用方法等につきましては、下記にお問い合わせください。

事前登録	必要な書類は国分寺市ホームページでダウンロードできます。利用しようとする月の前月 20 日までに事前登録が必要です。
提出先	東京都立小児総合医療センター病児・病後児保育室「くるみ」（持参のみ）

(所在地・事前登録・問い合わせ先)

東京都立小児総合医療センター 病児・病後児保育室「くるみ」

府中市武蔵台2丁目8番地の29多摩メディカルキャンパス保育棟2階

TEL 042-312-8148 (直通)

★緊急一時保育

保護者が行方不明、入院などで緊急に家庭での保育ができなくなった時、保護者に代わって乳幼児を一時的に預かる制度です。

〔実施園〕 市立こくぶんじ保育園

〔保育料〕 半日・・・1,600円(3歳以上1,500円)

一日・・・3,200円(3歳以上3,000円)

延長保育・・・1時間400円(0歳は対象外)



※生活保護世帯、住民税非課税世帯に属する場合は、保育料が減額になります。

〔利用時間〕 7:00～18:00の必要な時間

(日・祝日・年末年始を除く。)※延長は19:00まで(0歳児は対象外)

〔手続き方法〕 利用希望日30日前から申請可(土日、祝日、年末年始を除く)

〔利用日数〕 同一年度内での利用は60日以内

窓口：保育幼稚園課

TEL 042-325-0111(代)

無料塾

★あ〜く学習塾

ご家庭の経済的な事情で、学習塾や家庭教師の利用が難しい小学3年生から中学3年生を対象に、学習支援を行っています。まずはお電話でお問い合わせください。

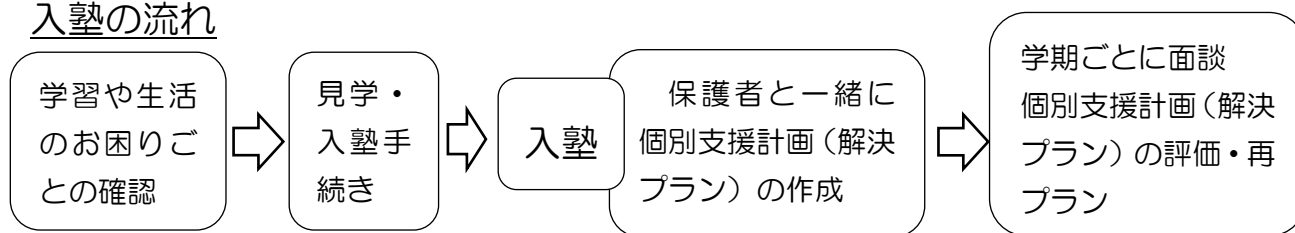
- ・ボランティア講師による個別指導
 - ・交流行事や地域イベントへの参加を通じ、社会的な居場所づくり
- ※受験対策は行っておりません。

日時：小3～小6 毎週水・土曜日
 中1～中3 毎週水・木・土曜日
 （時間帯は午後です。）

場所：戸倉教室・本町教室・西町教室

費用：塾費用は無料です。

入塾の流れ



窓口 国分寺市社会福祉協議会 自立生活サポートセンターこくぶんじ
 TEL：042-324-8401 ホームページ：<https://www.ko-shakyo.or.jp/>
 予約制 ご来所の際は事前にお電話ください。

貸付・経済的支援

★母子及び父子福祉資金

母子及び父子家庭の生活安定とその児童の福祉の増進を図るために、各種資金の貸付を行っています。

〔貸付を受けられる方〕

都内に6か月以上お住まい(修学・就学支度資金は申請時都内在住者も対象)の母子家庭の母または父子家庭の父等で、20歳未満の子等を扶養している方
 ※貸付が自立につながると判断され、償還(返済)の計画を立てることが出来る方が対象となります。

母子及び父子福祉資金、女性福祉資金、ともに申請から審査、ご入金まで時間を要します。早めにご相談ください。

〔貸付の種類〕

子の高校・大学等への進学に必要な資金や転宅資金 他 全 12 資金

修学資金、就学支度資金、事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、修業資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金

〔審査〕

貸付にあたっては審査（償還可能か、保証人について、貸付が自立につながるかなど）を行ないます。審査によっては貸付できない場合があります。

〔償還方法〕

償還期限内に月賦・半年賦・年賦による元利均等償還となります。

（滞納した場合は、督促、催告のほか、連帯借受人、連帯保証人への請求を行います。一時償還請求、財産差押の処分を受けることもあります。）

〔連帯保証人〕

一定の職業を持ち、又は独立して生計を営んでいる方で、この資金について他に保証をしていない方。

※原則、連帯保証人を立てて無利子の貸付となります。

★女性福祉資金

女性の経済的自立と生活の安定を図るために、各種資金の貸付を行なっています。

〔貸付を受けられる方〕

1. 配偶者がいない都内に 6 か月以上お住まいの女性で

（1）親・子・兄弟姉妹などを扶養している方（所得制限なし）

（2）親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方は年間所得が 2,036,000 円以下で次のいずれかに該当する方

①かつて母子家庭の母として子を扶養したことがある方

②婚姻歴のある 40 歳以上の方

※貸付が自立につながると判断され、償還（返済）の計画を立てることが出来る方が対象となります。

〔保証人〕

一定の職業を持ち、又は独立して生計を営んでいる方で、この資金について他に保証をしていない方。

※原則、連帯保証人を立てて無利子の貸付となります。

〔貸付の種類〕子の高校・大学等への進学に必要な資金や転宅資金他全 11 資金を限度額内で貸付することができます。女性本人が就学するための資金をお貸しすることができます。

修学資金・就学支度資金・事業開始資金・事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金

〔審査〕

貸付にあたっては審査（償還可能か、保証人について、貸付が自立につながるかなど）を行ないます。審査によっては貸付できない場合があります。

〔償還方法〕

償還期限内に月賦・半年賦・年賦による元利均等償還となります。

（滞納した場合は、督促、催告のほか、連帯借受人、連帯保証人への請求を行います。一時償還請求、財産差押の処分を受けることもあります。）

〔相談及び申込みについて〕

生活福祉課 相談支援係 母子・父子自立支援員にご相談ください。ご相談後に申込みに必要な書類等のご案内をいたします。

※貸付の種類により、それぞれの内容を証明するための添付書類を提出していただきます。

※資金の交付には、申込みから 1 か月～2 か月程度かかります。

窓口：生活福祉課 母子父子自立支援員 TEL 042-325-0111(代)

受験生チャレンジ支援貸付事業

中学3年生・高校3年生又はこれらに準じる方を対象に、学習塾の受講料や受験料の貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子どもたちを支援する事業です。

〔この貸付をご利用いただける方（全てに該当される方が対象となります。）〕

1. 現に要支援者（対象となる受験生）を養育する世帯の生計中心者（18歳以上）であること
2. 世帯（父母等養育者）の総収入又は合計所得金額が一定基準以下であること

目安 ※ ひとり親世帯（令和6年度）

世帯人数	2人	3人	4人
総収入（年間）	4,057,000円以内	4,966,000円以内	5,772,000円以内
合計所得（年間）	2,805,000円以内	3,532,000円以内	4,175,000円以内

・世帯人数とは、養育者及び18歳未満（就労中の場合は除く）又は就学中の子ども的人数を指します。

・賃貸物件に住んでいる方は、年額上限84万円（月額上限7万円）を限度に、家賃支払額を総収入額から減額できる場合があります。

・営業所得など、給与収入以外の所得がある場合等には、合計所得金額で確認します（家賃分の減額はできません）。

3. 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること

4. 土地・建物を所有していないこと（現在居住している場所は除く。また、不動産所得がある場合は対象とならない場合があります。）

5. 都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること

6. 生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと

7. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の構成員でないこと

※この貸付を受けられた方は、高校、大学等へ入学した場合、返済が免除(償還免除)されます。

(種類)

- 学習塾等受講料貸付金
- 高校受験料貸付金
- 大学受験料貸付金

※金額や条件など、社会福祉協議会にお問い合わせください。



各貸付資金共通

貸付の範囲	原則未払いであるが、既払いでも申請年度の4月1日以降の貸付対象費用であることがわかる証明(領収書等)があれば申請が可能
貸付利率	無利子
据置期間	貸付を行った年度末の翌日から6か月以内
返済(償還)期間	据置期間経過後5年以内

窓口：国分寺市社会福祉協議会
 自立生活サポートセンターこくぶんじ 貸付担当
 TEL 042-324-8401

就学援助制度

国分寺市では経済的理由によって就学困難な小中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等の援助をしています。詳しいお知らせと申請書は、毎年4月に市立小・中学校在籍者は学校を通じて、それ以外の方は直接学務課で配布します。申請書に必要書類を添付し、期日までに提出してください。なお、提出期限後も申請できますが、認定された場合の支給は、申請月分からとなります。申請は毎年度必要です。

◎ 援助を受けられる対象の方

1. 世帯の所得が認定基準未満の方
2. 児童扶養手当を受けている方（児童手当ではありません）
3. 生活保護を受けている方（中学3年生のみ対象）

◎ 援助の内容

学用品費、通学用品費・・・学用品・通学用品費用の補助

新入学準備金・・・就学予定者、小学6年生対象。入学準備費用の補助

新入学児童生徒学用品費・・・1年生対象。新入学用品費用の補助

学校給食費・・・学校給食費の実費額

校外活動費・・・校外活動、社会科見学等の費用の実費額

移動教室費・・・小学6年生、中学2年生対象。移動教室の費用の実費額

修学旅行費・・・中学3年生対象。修学旅行の費用の実費額

卒業アルバム費・・・小学6年生、中学3年生対象。卒業アルバム代の
実費額（上限額あり）

※詳しい金額は、配布されるお知らせをご覧ください。

※生活保護を受けている方は、中学3年生の修学旅行費のみが対象となります。

※新入学準備金を支給された方は、小学1年生、中学1年生で就学援助の認定を受けても、同一趣旨である新入学児童生徒学用品費の支給はありません。

窓口：国分寺市教育委員会 学務課 学務係
TEL 042-574-4042

高等教育の修学支援新制度（大学などの無償化・給付型奨学金）

〔支給対象となる学生〕住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

※多子世帯や理学・工学・農学系の学部で学ぶ学生*で世帯収入が基準内の方

〔支援対象となる学校種〕大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

※対象校の確認必要

〔支援内容〕 ①授業料等減免制度 ②給付型奨学金の支給

*①のみ

授業料等の減免

各大学等が、以下の上限まで授業料等の減免を実施

	【 国公立 】		【 私立 】	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約 280,000 円	約 540,000 円	約 260,000 円	約 700,000 円
短期大学	約 170,000 円	約 390,000 円	約 250,000 円	約 620,000 円
高等専門学校	約 80,000 円	約 230,000 円	約 130,000 円	約 700,000 円
専門学校	約 70,000 円	約 170,000 円	約 160,000 円	約 590,000 円

（参考）授業料等減免の上限額（年額） 住民税非課税世帯・〈第Ⅰ区分〉の場合

給付型奨学金

日本学生支援機構が各学生に支給。学生が学業に専念するため、学校生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 29,200 円	自宅外生 66,700 円
国公立	高等専門学校	自宅生 17,500 円	自宅外生 34,200 円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 38,300 円	自宅外生 75,800 円
私立	高等専門学校	自宅生 26,700 円	自宅外生 43,300 円

（参考）給付型奨学金の支給月額（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

- ・ 高校3年生：在籍している高校を通じて予約採用申し込み受付。
- ・ 大学等の在学生：詳しくは在籍している学校にお問い合わせください。

〔授業料等減免〕非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2の額、または3分の1の額を減免する。

(R6.4～)多子世帯・私立理系学生に対象が拡充し、世帯年収の条件も拡充した。

多子世帯は、非課税世帯の学生等に対する減免額の4分の1の額を減免する。
私立理系学生（理工農系）は文系授業料平均との差額。

〔給付型奨学金〕非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2の額、または3分の1の額を支給する。

(R6.4～)多子世帯にも拡充し、世帯年収の条件も拡充した。非課税世帯の学生等に対する減免額の4分の1の額を支給する。

※令和7年度から多子世帯への制度が変更予定です。

☆要件・条件など各学校にお問い合わせください。

くわしくは特設サイトへ
「高等教育の修学支援新制度」



高等教育の修学支援新制度

高校生の奨学金 各種奨学金制度

種別	内容	申請・問い合わせ先
高等学校等就学支援金	高等学校等の授業料の一部に充てる費用	(公立)都立学校教育部高等学校教育課 (私立)東京都生活文化局私学部私学振興課
私立高等学校等就学支度金 授業料軽減助成金	私立高等学校等に通う生徒の授業料の一部を助成	(公財)東京都私学財団 東京都私学就学支援金センター ・就学支援金担当 ・授業料軽減助成金、奨学給付金担当
私立高等学校等奨学給付金	私立高等学校等に通う生徒の授業料以外の教育に必要な経費の一部を助成	(公財)東京都私学財団 東京都私学就学支援金センター ・授業料軽減助成金、奨学給付金担当

※国公立にも、就学支援金及び奨学給付金の制度があります。また、都立学校授業料・入学料の減免制度もあります。詳細は進学先の学校におたずねください。

他の貸付制度

種別	内容	対象	申請・問い合わせ先
私立高等学校等入学支度金貸付	私立高等学校等に入学する際に必要な費用の一部を貸付	都内の対象校に入学する都内在住の生徒の保護者	入学先の学校
東京都育英資金	経済的に困難な方に無利息で奨学金を貸し付ける制度	高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程・専門課程）	(公財)東京都私学財団育英資金担当 TEL03-5206-7929
生活福祉資金（教育支援資金）	所得の少ない世帯等に対し、必要な資金を貸し付ける制度	高等学校～大学	国分寺市社会福祉協議会 TEL042-324-8401
日本学生支援機構	経済的な理由で修学が困難な優れた学生等に対し学資を貸与または給付する制度	専修学校（専門課程）高等専門学校・短期大学・大学・大学院	在学する学校の奨学金担当窓口 日本学生支援機構ホームページ

教育一般貸付 (国の教育ローン)	幅広い世帯年収の家庭を対象とし、幅広い学校、さまざまな用途に対応する貸付制度	高等学校～大学院ほか	日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL0570-008656
---------------------	--	------------	--

※詳細は各制度の問い合わせ先へおたずねください。

優遇制度

JR 通勤定期乗車券の割引

児童扶養手当受給者の方又はその方と同一世帯員の方で、JR を利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を 3 割引で購入できます。

定期券を購入する前におこなう手続きは、

1. 「特定者資格証明書」の交付を子ども子育て支援課で、所定の手続きを受けてください。必要書類は以下の通りです。

- ① 特定者資格証明書交付申請書（窓口にあります）
- ② 定期券を購入する方の写真(直近 6 カ月以内、正面上半身、たて 4cm x よこ 3cm)
- ③ 児童扶養手当証書

2. 「特定者用定期乗車券購入証明書」（窓口にあります）に国分寺市長の証明を受けてください（子ども子育て支援課の窓口にて発行）。

3. 駅の窓口で「特定者資格証明書」を示し、「特定者用定期乗車券購入証明書」と「定期乗車券購入申込書」（駅の窓口にあります）を、通勤定期乗車券を発売する駅に提出し、定期券をお求めください。

都営交通の無料乗車券

- ・ 児童扶養手当受給者の方又はその方と同一世帯員のうち、一人に限り、都営交通（都電、都バス、都営地下鉄）の無料乗車券が交付されます。
- ・ 児童扶養手当を受けている世帯の方は、必ず児童扶養手当証書を持参のうえ、子ども子育て支援課にてお手続きください。
- ・ 無料乗車券は誕生日月に更新手続きが必要です。

窓口：子ども子育て支援課

TEL 042-325-0111(代)

国分寺市有料自転車等駐車場使用料の減免

児童扶養手当・児童育成手当受給者の方及びその方と同一世帯員の方が定期使用する場合、使用料を減免します。

免除を受けるときの手続きは、

1. 各自転車駐車場にて、空き状況の確認を行ってください（電話でも構いません）。
2. 使用開始月が決まりましたら、次の書類をお持ちのうえ、交通対策課で免除の申請を行ってください。申請には受給者の方がお越してください。
※代理の方が申請をする場合は、委任状が必要です。必要書類は以下の通りです。
 - ①自転車等駐車場定期使用料減免申請書（窓口にあります。）
 - ②児童扶養手当証書 又は 児童育成手当認定（継続）通知書
3. 申請が承認された場合、受付から一週間程度で自転車等駐車場定期使用料減免承認書を郵送いたしますので、お送りした承認書をお持ちのうえ、使用開始月の前月の20日から月末までに予約された自転車駐車場にて使用の手続きを行ってください。

窓口：交通対策課

TEL 042-325-0111(代)

水道料金の減免

児童扶養手当受給者世帯の方が受けられます。水道料金は、基本料金と1か月当たり10 m³までの従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額が減額されます（一部例外あり）。下水道使用料金は、1か月につき汚水排出量10 m³に相当する使用料及び10 m³を超え30 m³以下の汚水排水量に係る使用料の100分の15の額が減免されます。

必要書類は以下の通りです。

1. 水道料金・下水道料金免除申請書（市窓口にもあります。）
2. 請求書又は「検針票」等お客様番号がわかるもの

3. 児童扶養手当証書

※東京都水道局立川サービスステーションへお申し込みください。

窓口：東京都水道局立川サービスステーション
立川市緑町6-7
東京都水道局お客様センター
TEL 042-548-5110

家庭廃棄物処理手数料の免除

児童扶養手当受給者に対し、家庭ごみ市指定収集袋や粗大ごみ処理券などの手数料を免除する制度です。

- ・対象となるもの

- ①家庭廃棄物（もやせるごみ・もやせないごみ・資源プラスチック）
- ②粗大ごみ ③し尿等 ④動物の死体

- ・必要書類 該当資格が確認できる書類（手当証書）

- ・手続き

- ①4月下旬頃に4月1日現在対象の世帯に通知文と申請書を送ります。
- ②4月2日以降に該当となった世帯は、随時環境対策課へ申請をしてください。

窓口：国分寺市建設環境部環境対策課（市役所第6庁舎）
TEL 042-300-5300

市役所 関係機関 一覧 注:市役所は令和7年1月移転予定です。

市役所	042-325-0111(代)	戸倉 1-6-1
子ども家庭支援センター (子育て相談室)	042-572-8138	光町 3-13-20 (令和7年4月より、いずみプラザへ移転予定)
健康推進課	042-321-1801	泉町 2-3-8
人権平和課	042-573-4378	光町 1-46-8
建設環境部環境対策課	042-300-5300	市役所第6庁舎

市役所以外

国分寺市社会福祉協議会	042-324-8401	戸倉 4-14 (福祉センター1階)
東京都ひとり親家庭支援センター はあと	03-5261-8687	新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ5階
東京都ひとり親家庭支援センター はあと多摩	042-506-1182	立川市曙町 2-8-30 立川わかくさビル4階
養育費相談支援センター	03-3980-4108	豊島区西池袋 2-29-19 池袋KTビル10階
立川公共職業安定所 (ハローワーク)	042-525-8609	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎
マザーズハローワーク立川	042-529-7465	立川市柴崎町 3-9-2
ワークプラザ立川南 「北口駅前 JOB ぷらっと」から名称変更	042-523-1509	立川駅南口東京都・立川合同施設
東京しごとセンター多摩	042-526-4510	
法テラス 多摩	050-3383-5327	立川市曙町 2-8-18 東京建物ファースト立川ビル5階
法テラス 八王子	050-3383-5310	八王子市明神町 4-7-14 八王子ONビル4階
東京家庭裁判所 立川支部	042-845-0317	立川市緑町 10-4
東京都女性相談センター多摩支所	042-522-4232	午前9時から16時(土日、祝日、年末年始除く)
立川公証役場	042-524-1279	立川市柴崎町 3-9-21 エルフレア立川ビル2階
立川年金事務所	042-523-0352	立川市錦町 2-12-10
小平児童相談所	042-467-3711	小平市花小金井 1-31-24 (多摩小平保健所庁舎3階)
東京都立小児総合医療センター 病児・病後児保育室「くるみ」	042-312-8148	府中市武蔵台 2丁目8番地の29 多摩メディカルキャンパス保育棟2階

国分寺市役所（戸倉 1-6-1）

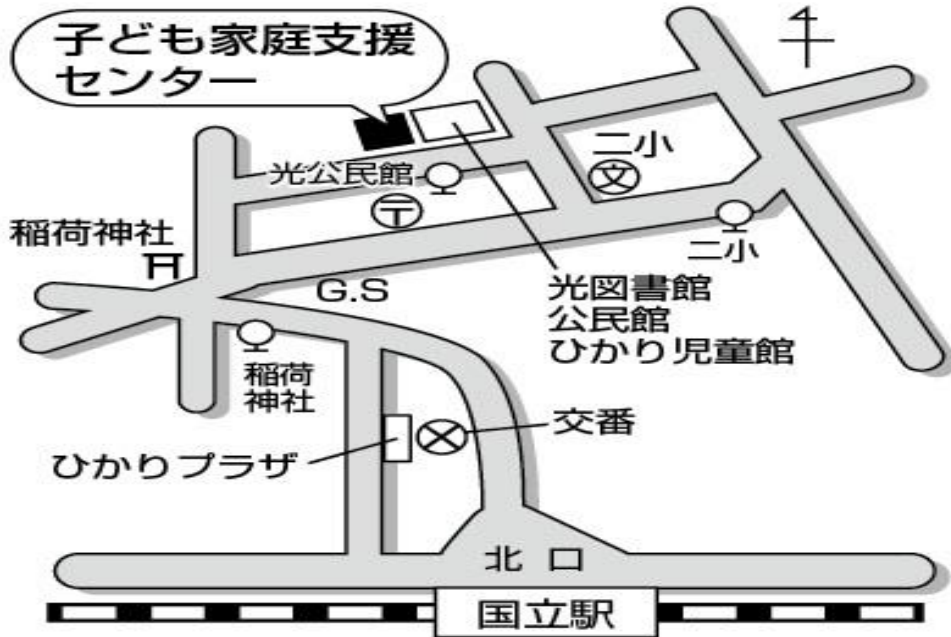
庁内案内図



新庁舎 令和7年1月～(予定)

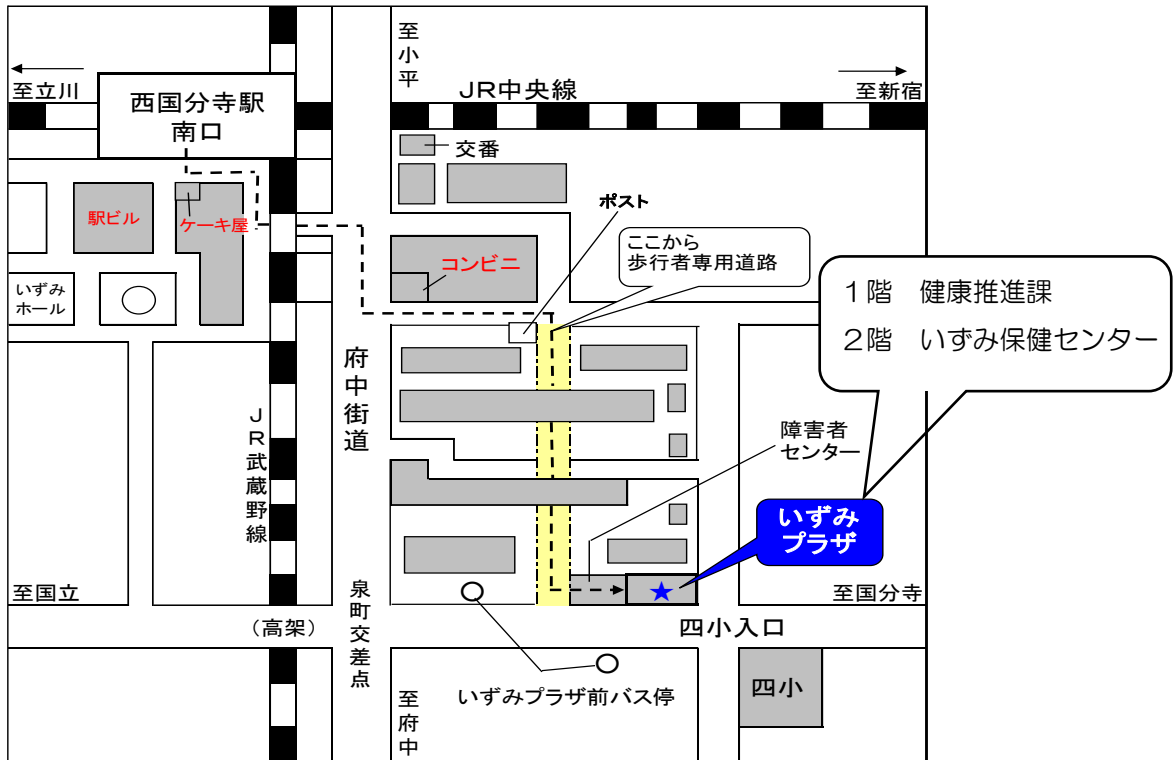


子ども家庭支援センター（光町 3-13-20）

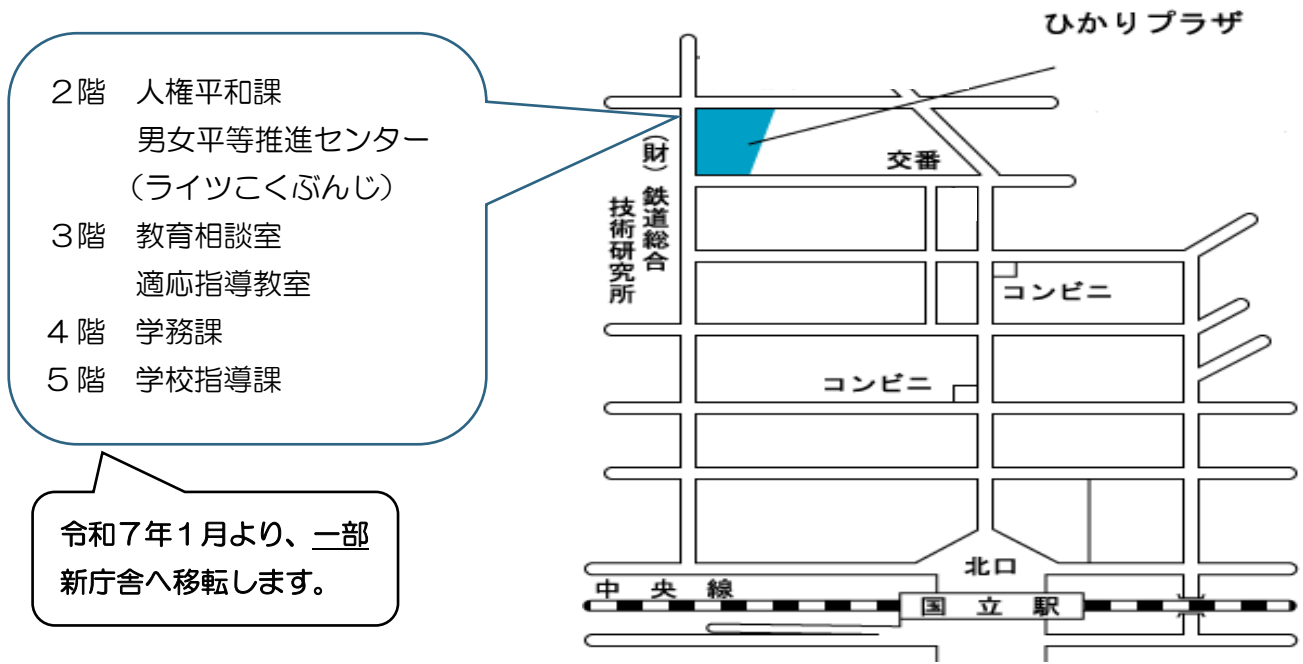


子ども家庭支援センターは、令和7年4月よりこども家庭センターとして、いずみプラザへ移転予定です。

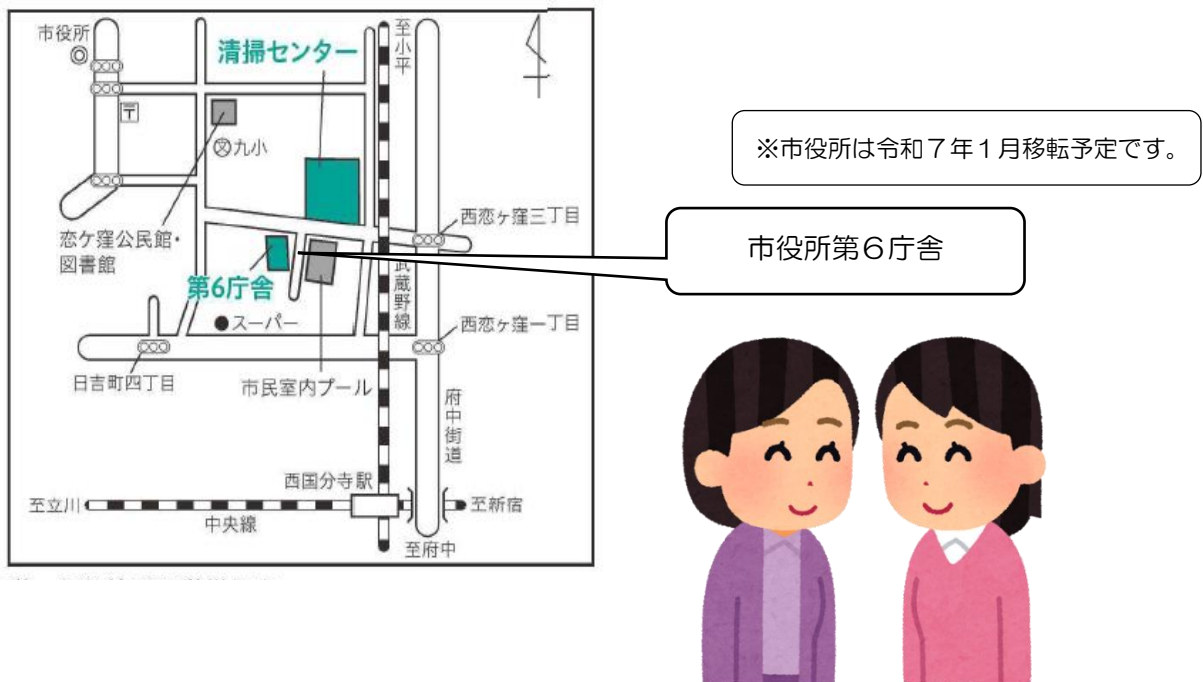
いずみプラザ（泉町 2 - 3 - 8）



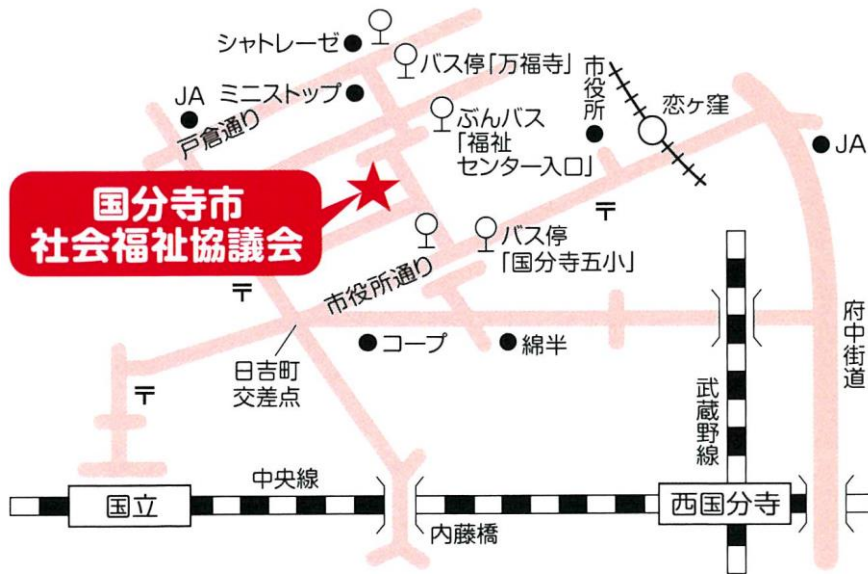
ひかりプラザ（光町 1-46-8）



市役所第6庁舎（国分寺市建設環境部環境対策課）



国分寺市社会福祉協議会



交通機関

- JR 国立駅北口
立川バス 4 番乗り場
戸倉循環（日吉町経由）
国 22 系統「国分寺五小」下車
- 西武恋ヶ窪駅
立川バス戸倉循環
国立駅北口行「国分寺五小」下車
- 国分寺市地域バスぶんバス
「福祉センター入口」下車
※駐車スペースには限りがあります。

はあと多摩



東京都



シングルママ シングルパパ

くらし支援ナビ

Tokyo

東京で暮らすひとり親の方や、
これからひとり親になる方・なるかもしれない方に、
役立つ情報を無料でお届けしています。
ぜひ、御活用ください。

スマートフォン・
PCからアクセス

<https://www.single-ouen-navi.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都 シングルママ 検索

東京都 シングルパパ 検索



国・都・区市町村・
民間団体など、
様々な実施主体による
支援の情報について、
ご自身の状況別や
分野別に検索可能

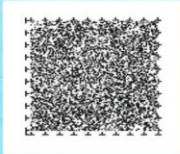
まずは調べてみよう！

- ひとり親になる
前の方へ
- シングルママの
あなたへ
- シングルパパの
あなたへ
- 悩みについて相談したい

支援一覧

ひとり親家庭等に向けた支援制度を
分野別にまとめています。

- お金に関すること
- 住まい
- お仕事・就職
- 家事・生活
- 医療・健康
- 離婚・法律
- 子供に関すること



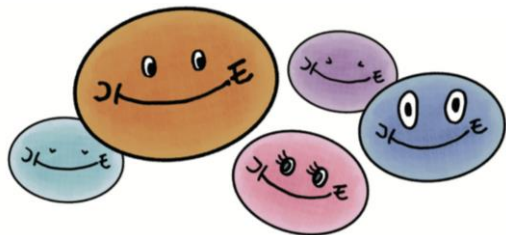
問合せ先

東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課
TEL : 03-5320-4125 FAX : 03-5388-1406

裏面も御覧ください



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



こども家庭庁のHPも参考にしてください。



母子家庭・父子家庭のための
ひとり親家庭のしおり
令和6年度版
国分寺市福祉部生活福祉課
令和6年4月 発行